明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令（**総務**一九）　一
○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令（**法務**八）　九
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**一六）　一三

〔告　示〕
○電気通信事業会計規則第十八条第一項の規定により電磁的方法による書類の提出方法を定める件を廃止する件（**総務**九三）　三
○漁業法第五十八条第一項の規定に基づき、母船式捕鯨業につき、その許可又は起業の認可をすべき母船の総トン数別及び操業区域別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船の総トン数別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める件（**農林水産**五三〇）　一五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（**同**五三一）　一五
○生産業者の住所の変更に係る届出があった件（**同**五三二）　一五
○肥料の登録が失効した件（**同**五三三）　一五
○環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（**環境**四四）　二六
○国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（**同**四五）　二四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**東北地方整備局**六六）　三六
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（**近畿地方整備局**四二）　三八
○道路に関する件（**中国地方整備局**二七～二九）　三九
○道路に関する件（**四国地方整備局**二九～三一）　四〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士証票無効・登録抹消関係　一七三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七四
会社その他
会社決算公告　一七七

省令

○総務省令第十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十四条及び第三十四条第六項の規定に基づき、電気通信事業会計規則及び第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月十九日

総務大臣　石田　真敏